

令和6年10月25日

相模原市発表資料

児童手当額改定通知書の記載誤りについて

本年10月分から児童手当制度が拡充されたことに伴い、制度拡充前から児童手当を支給している市民の方に対し、「額改定通知書」を発送したところ、通知内容に一部誤りがあることが判明しましたのでお知らせいたします。

この度は、市民の皆様にご心配をお掛けしており、お詫び申し上げます。

1 概要

「額改定通知書」を10月23日に発送したところ、本日（10月25日）、複数の市民の方から記載内容の誤りについてご指摘がありました。

現時点で確認されているのは、通知上の「支給対象児童数」の表記であり、「支給金額」の誤りは確認されていません。

2 今後の対応

現在、原因や影響の範囲を調査中のため、今後、改めてお知らせするとともに、再発防止に努めてまいります。

<参考>本年10月からの児童手当制度の拡充の内容について

- ①支給期間を高校生年代まで延長
- ②所得制限を撤廃
- ③第3子以降の支給額を増額
- ④支給回数を年6回に増加

問い合わせ先

子育て給付課

直通電話 042-769-8232

対応責任者 金井